

# 議 会 運 営 委 員 会

平成24年11月22日(木)

## ◎ 開 議 の 宣 告 (午前10時00分)

○委員長(小久保重孝) ただいまより議会運営委員会を開きます。

吉村委員から欠席する旨の連絡がございましたので、出席委員数は6名であります。

直ちに議事に移ります。第1、議長諮問について、1、議長諮問に対する答申案についてまとめましたので、皆様にお示しをさせていただきたいと思えます。

書類番号1番から順に議事係長から説明をさせたいと思えます。特に今回は、理由についてはお配りしているとおりなので、成案の部分だけ読み上げをさせていただきたいというふうに思えます。読み上げた後ここでこれで決定ということではなくて、一度お持ち帰りをいただいて各会派でお諮りをしていただいて、そしてその次の議運で決定をしたい、そのように考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務議事係長(高橋正人) それでは、私のほうから案を読み上げながらご説明させていただきたいと思えます。

それでは、まず1枚めくっていただきまして、書類番号1番のほうからお願いをいたします。諮問事項の(1)番でございます予算・決算審査特別委員会における質疑の事前通告制の導入についてでございます。こちらにつきましては、「予算・決算審査特別委員会における質疑の事前通告制の導入」については、各会派で継続して議論を重ね当委員会では慎重審議した結果、制度を導入し議会改革を進めるべきという意見と議員の発言を制約すべきではないという意見が拮抗し賛否同数の結果となったことから、現時点での見直しは行わず、今後の検討課題として取り扱うことが適当であるというのが成案の案でございます。

次に、書類番号2番、諮問事項につきましては予算・決算審査特別委員会の常任委員会化についてでございます。こちらにつきましては、「予算・決算審査特別委員会の常任委員会化」については、常任委員会化によるメリットが期待できることから、新年度である平成25年4月以降の議会から採用することが適当であるというのが成案の案でございます。

続きまして、次のページの書類番号3番でございます。諮問事項につきましては、先例集第8章「質問」第1節第10項の見直し、いわゆる副議長の一般質問自粛の削除についてでございます。こちらにつきましては、「先例集第8章「質問」第1節第10項」における副議長の一般質問自粛の削除については、現状のままで副議長を削除する必要はないとする立場と副議長にも一般質問の機会を与える必要があるという立場に二分される賛否同数の結果となったことから、現時点での見直しは行わず、今後の検討課題として取り扱うことが適当であるという成案の案でございます。

続きまして、次のページの書類番号4番、常任委員会の月例会化についてでございます。「常任委員会の月例会化」については、一部会派から年間計画の中で毎月の招集は可能で、必要に応じて常任委員会を行うべきとの意見もあり、最終的に全会一致を見なかったものの、議会改革の取り組

みとして常任委員会における所管事務調査の活性化は、今後の検討課題として取り扱うことが適当であるという成案の案でございます。

次に、次のページの書類番号5番でございます。議会予算の見直し、いわゆる委員会行政視察の隔年制の廃止についてでございます。「議会予算の見直し（委員会行政視察の隔年制の廃止）」については、一部会派から常任委員会の隔年の行政視察と会派の政務調査（行政視察）で十分であるとの意見もあり、最終的には全会一致に至らなかった。本市の極めて厳しい財政状況に鑑み、毎年の行政視察を隔年化した経緯もあるが、一時期の最悪な財政状況からは脱した感があり、他市の先進事例を本市市政への提言を図るという趣旨からは、見直しの時期が到来した感はある。今後の本市の収収等、財政状況の推移を見守りながら調査報告のあり方も含め、今後の検討課題として取り扱うことが適当であるというのが成案の案でございます。

続きまして、次のページ、書類番号6番、広報特別委員会のあり方についてでございます。広報特別委員会から示された議会広報発行等に係る懸案事項については、議会運営委員会で慎重審議した結果、次の1～3のとおり全会一致での結論に達したところである。

1番、議会だより「みんなの市議会」臨時号の発行については、広報特別委員会から示されたとおりの取扱いとするのが適当である。

2番、広報特別委員会の常任委員会化については、現時点での見直しは行わないとするのが適当である。

3番、広報紙及びホームページへの掲載内容の見直しについては、発行要領上可能であると判断するが、具体的な見直しにあたっては、広報特別委員会で議論するのが適当である。

以上が3案の成案の案という形になります。

それで最後に、次のページの書類番号7番でございます。議会の広聴活動のあり方についてでございます。こちらにつきましては、前回の議会運営委員会におきまして広報特別委員会からまた議運のほうに投げかけがあったものでございまして、これにつきましては成案をもって確認するというところでございますので、今回その案をお示ししたいと存じます。

議会の広聴活動のあり方については、議長よりあらためて広報特別委員会での検討を行うよう諮問されていたところではありますが、同委員会で慎重審議した結果、「市民との意見交換会の開催」部分での市民ニーズの把握や施策に関する意見交換等という広聴活動については、広報特別委員会の設置目的や役割上ふさわしくないことから各常任委員会の所管事務調査のあり方等も含めて議論されるべき事柄であるとの結論が得られ、再度、議会運営委員会の場で答申案の内容を確認する形で議長へ答申するという結論に達したところである。

「市民との意見交換会の開催」を含めた議会の広聴活動のあり方については、今後、方法論として各常任委員会での議論に委ねるとするのが適当であるというのが成案の案でございます。

それで、1点ちょっと追加ということで、最後のページに資料ということでお示しをさせていただきます。これにつきましては、(2)の予算・決算審査特別委員会の常任委員会化が議長諮問どおり設置されるということになったとしましてつくったものでございますが、簡単に説明しますと、常任委員会を予算、決算一つにしたものを一本にするというのが1案でございます、それぞれ分け

て審査する委員会を設置するというのが第2案でございます。ちなみに、全国市議会議長会の資料をおつけしてございますけれども、5万未満の都市でいきますと予算・決算常任委員会という1つの委員会で設置している事例が多いという形になってございます。それで、1番の予算・決算常任委員会を一本でやっているところにつきましては、長野県の茅野市議会ですとか徳島県の小松島議会など多々ございますけれども、詳細については今後先例集の見直し等において具体的な内容についてはまた協議という形になりますけれども、この場におきましてはまず一つにするのか、それとも分けて委員会を設置するのかについてご議論をいただければなと思っております。それで、ちなみに本市議会としての常任委員会設置のあり方につきましては、予算、決算に関することについては議案の中でも特に重要な案件でございます。継続的な視点で審査されるということが望ましいということで判断されると思われまますので、第1案の常任委員会を一つにするという案にはいかがかなということで記載をしてございます。

以上、長くなりましたけれども、説明にかえさせていただきます。

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

今議事係長から説明をしたとおりでございます。最後の部分は、ちょっとわかりづらいところもあろうかと思いますが、1案、要するに1つの予算、決算の委員会でよろしいのではないかなという一応考え方でありまます。これも会派でご検討いただけたらと思いまます。ただ、その構成のメンバーに関しては、監査委員を除くというのが決算委員会でございますので、その場合の記述の取り扱いが本市の場合は18名以内というような取り扱いで記述すればよろしいのではないかなということでございました。分けた場合は、それぞれ18と17とか、そんなふうな書き方になるのかなというふうに思っております。そういうことで、今説明がありましたとおり成案ができましたので、この理由などを各会派でまずもんでいただいて、そして最終的に次の議運で決定を見たいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思いまます。

これについて何かございますか。よろしいですか、きょうのところは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

なお、議会中継システムに関しましては、次回以降で、もう資料も整ってまいっておりますので、皆様にまたお示しをして協議をしてみたいと、そのように考えております。

そして、第2、次回の委員会開催日程ですが、11月30日金曜日でございます。1時30分から開会でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上をもちまして議会運営委員会を閉じます。

お疲れさまでございました。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午前10時13分）